

出光グループのみなさまへ

申込締切日：2026年4月10日(金)

Bグループ保険

団体定期保険

意向確認書 ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

・死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- 保障内容はニーズに合致していますか。
 ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

◆Bグループ保険はご自身に万一のことがあった場合に備える「死亡保障」です。

◆本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。



効力発生日と申込締切日

効力発生日：2026年7月1日(水)

申込締切日：2026年4月10日(金)

※任意脱退のお手続きは原則年1回、上記締切日までに申出いただいた場合にかぎりです。

- 当保険制度は毎月募集をしておりますので、上記効力発生日以外でも加入（増額・減額）可能です。
※4月1日・5月1日・6月1日加入（増額・減額）を除きます。
※更新日以外の増額・減額は年1回かぎりとなります。
- 毎月募集時に加入（増額・減額）される場合は、出光保険サービス（株）へご連絡ください。
なお、引受保険会社（*）が「申込書兼告知書」を受理した場合、効力発生日はその翌月1日となります。
（*）共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。

「申込書兼告知書」提出先：出光保険サービス（株）

※加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますのでご提出不要です。

12～15ページの「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。

また、16～17ページの「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。

なお、ご加入者（被保険者）は、当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管してください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご確認ください。

金融庁の
公的保険ポータルはこちら



ライフイベントの変化に合わせ、
保障額の見直しができる(※1)

(※1)ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。

Bグループ保険!!

入社

入社を機に最低限の
保障の確保を!

《ライフイベント別の 必要保障額(※)》

結婚

ご夫婦だけの生活期!
配偶者に対する責任も!

子ども誕生

子どもの誕生を機に
ズシリと重い責任感!

子ども成長期

支出が大きくなる
責任の重い世代!

子ども独立

夫婦のみの生活期間、
退職後も考慮したゆとり生活を

(※)上記はイメージです。実際の保障額とは異なります。

葬儀費用だけでも
平均191万円かかります。

(株)ユニクエスト調べ



最低限の
保障として
これくらい確保
したいですね。

独身の方の例

(本人男性24歳、本人女性24歳)

死亡保険金額
(高度障がい保険金額)

本人
500万円

月払保険料(概算)

(本人男性) 395円
(本人女性) 255円



責任が重くなる世代。
ローン返済等にも
備えた保障を確保して
おこうかな。

既婚者(子どもなし)の方の例

(本人男性29歳、配偶者女性27歳)

死亡保険金額
(高度障がい保険金額)

本人
3,000万円
配偶者
1,000万円

月払保険料(概算)

(本人) 2,340円
(配偶者) 530円
合計 2,870円



子どもの成長に
あわせて保障額を
見直しましょう。
家族そろって
加入しておこうか。

既婚者(子どもあり)の方の例

(本人男性38歳、配偶者女性36歳、子ども10歳、子ども8歳)

死亡保険金額
(高度障がい保険金額)

本人
6,000万円
配偶者
1,000万円
子ども2人
各300万円

月払保険料(概算)

(本人) 6,120円
(配偶者) 770円
(子ども) 210円*
(子ども) 210円*
合計 7,310円



子どもの結婚援助
資金や、自分たちの
保障を確保して、
安心の生活を
送りたいな。

子ども独立の方の例

(本人男性55歳、配偶者女性54歳)

死亡保険金額
(高度障がい保険金額)

本人
2,000万円
配偶者
1,000万円

月払保険料(概算)

(本人) 6,600円
(配偶者) 2,130円
合計 8,730円

※上記年齢は保険年齢です。保険年齢の詳細は、3ページをご参照ください。

※年齢・性別によって保険料は異なります。

*子どもの保険料は1人あたりの確定保険料です。

Bグループ保険の特徴

1 団体保険としての割引が適用された保険料です。

2 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
※告知に関しては、16～17ページの「正しく告知いただくために」をご覧ください。

3 1年更新の保険ですので、ライフイベントの変化に合わせ、毎年保障額の見直しができます。
(ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。)

4 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金を毎年8月に個人ごとにお受取りになれます。

■配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料-配当金)が軽減されます。

■配当金のお受取り対象者は、2026年7月から翌年6月まで12カ月間すべての保険料を納めた方にかぎられます。(中途加入者は12カ月間すべての保険料を納めていなくても配当金のお受取り対象となります。)(脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。)

※右記配当還元率は過去の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。
※配当還元率とは、年間払込保険料に対する配当金の割合です。

*1 保険期間：2022年7月1日～2023年6月30日
*2 保険期間：2023年7月1日～2024年6月30日
*3 保険期間：2024年7月1日～2025年6月30日

配当還元率

2023年度 *1	約30.5%
2024年度 *2	約46.8%
2025年度 *3	約62.3%

加入資格

■以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。
以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

《本人》

出光興産株式会社の役員・従業員(役員、参与、顧問、社員、嘱託、用務員、その他常勤従業員とし、海外勤務者を含みます。)および一定の条件を満たす関係会社の役員・常勤従業員の方で新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超70歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
(以下、当パンフレット(Bグループ保険部分)において「本人」とは、主たる被保険者である上記の方のことをいいます。)

《配偶者》

上記本人の配偶者の方で新規加入・増額は、年齢満18歳以上70歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

《子ども》

上記本人の扶養する子ども(*)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。

ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。
なお、各人の告知内容によっては一部もしくは全員をお引受けできない場合があります。

(*)子どもとは次のいずれかに該当する子をいいます。(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。)

1. 本人の子で主としてその本人により生計を維持している者
2. 本人の配偶者の子で本人と同一の世帯に属し、主として本人により生計を維持している者(本人の配偶者がすでに死亡しているときを含みます。)

(ご注意)

- ①ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- ③配偶者・子どものみで加入することはできません。
- ④配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。(2,000万円上限)
- ⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合(500万円コース、1,000万円コースにご加入の方で、全額リビング・ニース特約の特約保険金をお支払いし、脱退となった場合を含みます。)(は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。本人退職時の場合、子どもは当該保険年度末(6月30日)で自動的に脱退となります。(松寿特別年金受給者の子どもを除きます。))
- ⑥本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、継続加入いただくことができます。
※詳細は、7ページ「継続加入について」をご覧ください。
- ⑦リビング・ニース特約付加時に被保険者が余命6カ月以内と判断されることを保険契約者または被保険者が知っていた場合、その被保険者はリビング・ニース特約に加入することができません。

男性の保障額と保険料

以下の保障額のうち1つを選択してください。

※配偶者は本人と同額もしくはそれ以下の保障額で、500万円、1,000万円、2,000万円のいずれかをお選びください。

対 象		本 人 (男 性)							配偶者 (男性)		
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)		500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円	6,000万円	500万円	1,000万円	2,000万円
保険年齢	生 年 月 日	月 払 保 険 料 (概 算)							(保 険 料 の 単 位 : 円)		
15 歳	H23.1.2生~H24.1.1生	235	470	940	1,410	1,880	2,350	2,820	—	—	—
16 歳	H22.1.2生~H23.1.1生	260	520	1,040	1,560	2,080	2,600	3,120	—	—	—
17 歳	H21.1.2生~H22.1.1生	290	580	1,160	1,740	2,320	2,900	3,480	—	—	—
18 歳	H20.1.2生~H21.1.1生	315	630	1,260	1,890	2,520	3,150	3,780	315	630	1,260
19 歳	H19.1.2生~H20.1.1生	340	680	1,360	2,040	2,720	3,400	4,080	340	680	1,360
20 歳	H18.1.2生~H19.1.1生	365	730	1,460	2,190	2,920	3,650	4,380	365	730	1,460
21 歳	H17.1.2生~H18.1.1生	380	760	1,520	2,280	3,040	3,800	4,560	380	760	1,520
22 歳	H16.1.2生~H17.1.1生	390	780	1,560	2,340	3,120	3,900	4,680	390	780	1,560
23 歳	H15.1.2生~H16.1.1生	395	790	1,580	2,370	3,160	3,950	4,740	395	790	1,580
24 歳	H14.1.2生~H15.1.1生	395	790	1,580	2,370	3,160	3,950	4,740	395	790	1,580
25 歳	H13.1.2生~H14.1.1生	395	790	1,580	2,370	3,160	3,950	4,740	395	790	1,580
26 歳	H12.1.2生~H13.1.1生	385	770	1,540	2,310	3,080	3,850	4,620	385	770	1,540
27 歳	H11.1.2生~H12.1.1生	380	760	1,520	2,280	3,040	3,800	4,560	380	760	1,520
28 歳	H10.1.2生~H11.1.1生	380	760	1,520	2,280	3,040	3,800	4,560	380	760	1,520
29 歳	H 9.1.2生~H10.1.1生	390	780	1,560	2,340	3,120	3,900	4,680	390	780	1,560
30 歳	H 8.1.2生~H 9.1.1生	395	790	1,580	2,370	3,160	3,950	4,740	395	790	1,580
31 歳	H 7.1.2生~H 8.1.1生	400	800	1,600	2,400	3,200	4,000	4,800	400	800	1,600
32 歳	H 6.1.2生~H 7.1.1生	400	800	1,600	2,400	3,200	4,000	4,800	400	800	1,600
33 歳	H 5.1.2生~H 6.1.1生	410	820	1,640	2,460	3,280	4,100	4,920	410	820	1,640
34 歳	H 4.1.2生~H 5.1.1生	420	840	1,680	2,520	3,360	4,200	5,040	420	840	1,680
35 歳	H 3.1.2生~H 4.1.1生	425	850	1,700	2,550	3,400	4,250	5,100	425	850	1,700
36 歳	H 2.1.2生~H 3.1.1生	450	900	1,800	2,700	3,600	4,500	5,400	450	900	1,800
37 歳	S64.1.2生~H 2.1.1生	475	950	1,900	2,850	3,800	4,750	5,700	475	950	1,900
38 歳	S63.1.2生~S64.1.1生	510	1,020	2,040	3,060	4,080	5,100	6,120	510	1,020	2,040
39 歳	S62.1.2生~S63.1.1生	540	1,080	2,160	3,240	4,320	5,400	6,480	540	1,080	2,160
40 歳	S61.1.2生~S62.1.1生	570	1,140	2,280	3,420	4,560	5,700	6,840	570	1,140	2,280
41 歳	S60.1.2生~S61.1.1生	615	1,230	2,460	3,690	4,920	6,150	7,380	615	1,230	2,460
42 歳	S59.1.2生~S60.1.1生	650	1,300	2,600	3,900	5,200	6,500	7,800	650	1,300	2,600
43 歳	S58.1.2生~S59.1.1生	690	1,380	2,760	4,140	5,520	6,900	8,280	690	1,380	2,760
44 歳	S57.1.2生~S58.1.1生	735	1,470	2,940	4,410	5,880	7,350	8,820	735	1,470	2,940
45 歳	S56.1.2生~S57.1.1生	785	1,570	3,140	4,710	6,280	7,850	9,420	785	1,570	3,140
46 歳	S55.1.2生~S56.1.1生	845	1,690	3,380	5,070	6,760	8,450	10,140	845	1,690	3,380
47 歳	S54.1.2生~S55.1.1生	910	1,820	3,640	5,460	7,280	9,100	10,920	910	1,820	3,640
48 歳	S53.1.2生~S54.1.1生	990	1,980	3,960	5,940	7,920	9,900	11,880	990	1,980	3,960
49 歳	S52.1.2生~S53.1.1生	1,075	2,150	4,300	6,450	8,600	10,750	12,900	1,075	2,150	4,300
50 歳	S51.1.2生~S52.1.1生	1,165	2,330	4,660	6,990	9,320	11,650	13,980	1,165	2,330	4,660
51 歳	S50.1.2生~S51.1.1生	1,260	2,520	5,040	7,560	10,080	12,600	15,120	1,260	2,520	5,040
52 歳	S49.1.2生~S50.1.1生	1,350	2,700	5,400	8,100	10,800	13,500	16,200	1,350	2,700	5,400
53 歳	S48.1.2生~S49.1.1生	1,445	2,890	5,780	8,670	11,560	14,450	17,340	1,445	2,890	5,780
54 歳	S47.1.2生~S48.1.1生	1,540	3,080	6,160	9,240	12,320	15,400	18,480	1,540	3,080	6,160
55 歳	S46.1.2生~S47.1.1生	1,650	3,300	6,600	9,900	13,200	16,500	19,800	1,650	3,300	6,600
56 歳	S45.1.2生~S46.1.1生	1,780	3,560	7,120	10,680	14,240	17,800	21,360	1,780	3,560	7,120
57 歳	S44.1.2生~S45.1.1生	1,930	3,860	7,720	11,580	15,440	19,300	23,160	1,930	3,860	7,720
58 歳	S43.1.2生~S44.1.1生	2,095	4,190	8,380	12,570	16,760	20,950	25,140	2,095	4,190	8,380
59 歳	S42.1.2生~S43.1.1生	2,275	4,550	9,100	13,650	18,200	22,750	27,300	2,275	4,550	9,100
60 歳	S41.1.2生~S42.1.1生	2,475	4,950	9,900	14,850	19,800	24,750	29,700	2,475	4,950	9,900
61 歳	S40.1.2生~S41.1.1生	2,700	5,400	10,800	16,200	21,600	27,000	32,400	2,700	5,400	10,800
62 歳	S39.1.2生~S40.1.1生	2,945	5,890	11,780	17,670	23,560	29,450	35,340	2,945	5,890	11,780
63 歳	S38.1.2生~S39.1.1生	3,205	6,410	12,820	19,230	25,640	32,050	38,460	3,205	6,410	12,820
64 歳	S37.1.2生~S38.1.1生	3,480	6,960	13,920	20,880	27,840	34,800	41,760	3,480	6,960	13,920
65 歳	S36.1.2生~S37.1.1生	3,770	7,540	15,080	22,620	30,160	37,700	45,240	3,770	7,540	15,080
66 歳	S35.1.2生~S36.1.1生	4,070	8,140	16,280	24,420	32,560	40,700	48,840	4,070	8,140	16,280
67 歳	S34.1.2生~S35.1.1生	4,390	8,780	17,560	26,340	35,120	43,900	52,680	4,390	8,780	17,560
68 歳	S33.1.2生~S34.1.1生	4,760	9,520	19,040	28,560	38,080	47,600	57,120	4,760	9,520	19,040
69 歳	S32.1.2生~S33.1.1生	5,175	10,350	20,700	31,050	41,400	51,750	62,100	5,175	10,350	20,700
70 歳	S31.1.2生~S32.1.1生	5,665	11,330	22,660	33,990	45,320	56,650	67,980	5,665	11,330	22,660
71 歳	S30.1.2生~S31.1.1生	6,230	12,460	24,920	37,380	49,840	62,300	74,760	6,230	12,460	24,920
72 歳	S29.1.2生~S30.1.1生	6,890	13,780	27,560	41,340	55,120	68,900	82,680	6,890	13,780	27,560
73 歳	S28.1.2生~S29.1.1生	7,660	15,320	30,640	45,960	61,280	76,600	91,920	7,660	15,320	30,640
74 歳	S27.1.2生~S28.1.1生	8,555	17,110	34,220	51,330	68,440	85,550	102,660	8,555	17,110	34,220
75 歳	S26.1.2生~S27.1.1生	9,605	19,210	38,420	57,630	76,840	96,050	115,260	9,605	19,210	38,420

子ども (2歳6カ月超 22歳6カ月以下の方) 300万円コース 年齢・性別に関係なく一人一律 210円 (月払確定保険料)

◆保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は7月給与から)

◆当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

(例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

女性の保障額と保険料

以下の保障額のうち1つを選択してください。

※配偶者は本人と同額もしくはそれ以下の保障額で、500万円、1,000万円、2,000万円のいずれかをお選びください。

対象		本人(女性)							配偶者(女性)		
死亡保険金額(高度障がい保険金額)		500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円	6,000万円	500万円	1,000万円	2,000万円
保険年齢	生年月日	月払保険料(概算)							(保険料の単位:円)		
15歳	H23.1.2生~H24.1.1生	205	410	820	1,230	1,640	2,050	2,460	—	—	—
16歳	H22.1.2生~H23.1.1生	210	420	840	1,260	1,680	2,100	2,520	—	—	—
17歳	H21.1.2生~H22.1.1生	225	450	900	1,350	1,800	2,250	2,700	—	—	—
18歳	H20.1.2生~H21.1.1生	225	450	900	1,350	1,800	2,250	2,700	225	450	900
19歳	H19.1.2生~H20.1.1生	235	470	940	1,410	1,880	2,350	2,820	235	470	940
20歳	H18.1.2生~H19.1.1生	245	490	980	1,470	1,960	2,450	2,940	245	490	980
21歳	H17.1.2生~H18.1.1生	250	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	250	500	1,000
22歳	H16.1.2生~H17.1.1生	255	510	1,020	1,530	2,040	2,550	3,060	255	510	1,020
23歳	H15.1.2生~H16.1.1生	255	510	1,020	1,530	2,040	2,550	3,060	255	510	1,020
24歳	H14.1.2生~H15.1.1生	255	510	1,020	1,530	2,040	2,550	3,060	255	510	1,020
25歳	H13.1.2生~H14.1.1生	255	510	1,020	1,530	2,040	2,550	3,060	255	510	1,020
26歳	H12.1.2生~H13.1.1生	260	520	1,040	1,560	2,080	2,600	3,120	260	520	1,040
27歳	H11.1.2生~H12.1.1生	265	530	1,060	1,590	2,120	2,650	3,180	265	530	1,060
28歳	H10.1.2生~H11.1.1生	270	540	1,080	1,620	2,160	2,700	3,240	270	540	1,080
29歳	H 9.1.2生~H10.1.1生	275	550	1,100	1,650	2,200	2,750	3,300	275	550	1,100
30歳	H 8.1.2生~H 9.1.1生	285	570	1,140	1,710	2,280	2,850	3,420	285	570	1,140
31歳	H 7.1.2生~H 8.1.1生	295	590	1,180	1,770	2,360	2,950	3,540	295	590	1,180
32歳	H 6.1.2生~H 7.1.1生	310	620	1,240	1,860	2,480	3,100	3,720	310	620	1,240
33歳	H 5.1.2生~H 6.1.1生	330	660	1,320	1,980	2,640	3,300	3,960	330	660	1,320
34歳	H 4.1.2生~H 5.1.1生	345	690	1,380	2,070	2,760	3,450	4,140	345	690	1,380
35歳	H 3.1.2生~H 4.1.1生	365	730	1,460	2,190	2,920	3,650	4,380	365	730	1,460
36歳	H 2.1.2生~H 3.1.1生	385	770	1,540	2,310	3,080	3,850	4,620	385	770	1,540
37歳	S64.1.2生~H 2.1.1生	405	810	1,620	2,430	3,240	4,050	4,860	405	810	1,620
38歳	S63.1.2生~S64.1.1生	425	850	1,700	2,550	3,400	4,250	5,100	425	850	1,700
39歳	S62.1.2生~S63.1.1生	450	900	1,800	2,700	3,600	4,500	5,400	450	900	1,800
40歳	S61.1.2生~S62.1.1生	465	930	1,860	2,790	3,720	4,650	5,580	465	930	1,860
41歳	S60.1.2生~S61.1.1生	485	970	1,940	2,910	3,880	4,850	5,820	485	970	1,940
42歳	S59.1.2生~S60.1.1生	510	1,020	2,040	3,060	4,080	5,100	6,120	510	1,020	2,040
43歳	S58.1.2生~S59.1.1生	525	1,050	2,100	3,150	4,200	5,250	6,300	525	1,050	2,100
44歳	S57.1.2生~S58.1.1生	550	1,100	2,200	3,300	4,400	5,500	6,600	550	1,100	2,200
45歳	S56.1.2生~S57.1.1生	590	1,180	2,360	3,540	4,720	5,900	7,080	590	1,180	2,360
46歳	S55.1.2生~S56.1.1生	635	1,270	2,540	3,810	5,080	6,350	7,620	635	1,270	2,540
47歳	S54.1.2生~S55.1.1生	685	1,370	2,740	4,110	5,480	6,850	8,220	685	1,370	2,740
48歳	S53.1.2生~S54.1.1生	745	1,490	2,980	4,470	5,960	7,450	8,940	745	1,490	2,980
49歳	S52.1.2生~S53.1.1生	800	1,600	3,200	4,800	6,400	8,000	9,600	800	1,600	3,200
50歳	S51.1.2生~S52.1.1生	850	1,700	3,400	5,100	6,800	8,500	10,200	850	1,700	3,400
51歳	S50.1.2生~S51.1.1生	905	1,810	3,620	5,430	7,240	9,050	10,860	905	1,810	3,620
52歳	S49.1.2生~S50.1.1生	955	1,910	3,820	5,730	7,640	9,550	11,460	955	1,910	3,820
53歳	S48.1.2生~S49.1.1生	1,010	2,020	4,040	6,060	8,080	10,100	12,120	1,010	2,020	4,040
54歳	S47.1.2生~S48.1.1生	1,065	2,130	4,260	6,390	8,520	10,650	12,780	1,065	2,130	4,260
55歳	S46.1.2生~S47.1.1生	1,110	2,220	4,440	6,660	8,880	11,100	13,320	1,110	2,220	4,440
56歳	S45.1.2生~S46.1.1生	1,160	2,320	4,640	6,960	9,280	11,600	13,920	1,160	2,320	4,640
57歳	S44.1.2生~S45.1.1生	1,220	2,440	4,880	7,320	9,760	12,200	14,640	1,220	2,440	4,880
58歳	S43.1.2生~S44.1.1生	1,280	2,560	5,120	7,680	10,240	12,800	15,360	1,280	2,560	5,120
59歳	S42.1.2生~S43.1.1生	1,355	2,710	5,420	8,130	10,840	13,550	16,260	1,355	2,710	5,420
60歳	S41.1.2生~S42.1.1生	1,445	2,890	5,780	8,670	11,560	14,450	17,340	1,445	2,890	5,780
61歳	S40.1.2生~S41.1.1生	1,535	3,070	6,140	9,210	12,280	15,350	18,420	1,535	3,070	6,140
62歳	S39.1.2生~S40.1.1生	1,625	3,250	6,500	9,750	13,000	16,250	19,500	1,625	3,250	6,500
63歳	S38.1.2生~S39.1.1生	1,700	3,400	6,800	10,200	13,600	17,000	20,400	1,700	3,400	6,800
64歳	S37.1.2生~S38.1.1生	1,780	3,560	7,120	10,680	14,240	17,800	21,360	1,780	3,560	7,120
65歳	S36.1.2生~S37.1.1生	1,870	3,740	7,480	11,220	14,960	18,700	22,440	1,870	3,740	7,480
66歳	S35.1.2生~S36.1.1生	1,985	3,970	7,940	11,910	15,880	19,850	23,820	1,985	3,970	7,940
67歳	S34.1.2生~S35.1.1生	2,125	4,250	8,500	12,750	17,000	21,250	25,500	2,125	4,250	8,500
68歳	S33.1.2生~S34.1.1生	2,295	4,590	9,180	13,770	18,360	22,950	27,540	2,295	4,590	9,180
69歳	S32.1.2生~S33.1.1生	2,500	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	2,500	5,000	10,000
70歳	S31.1.2生~S32.1.1生	2,750	5,500	11,000	16,500	22,000	27,500	33,000	2,750	5,500	11,000
71歳	S30.1.2生~S31.1.1生	3,050	6,100	12,200	18,300	24,400	30,500	36,600	3,050	6,100	12,200
72歳	S29.1.2生~S30.1.1生	3,400	6,800	13,600	20,400	27,200	34,000	40,800	3,400	6,800	13,600
73歳	S28.1.2生~S29.1.1生	3,805	7,610	15,220	22,830	30,440	38,050	45,660	3,805	7,610	15,220
74歳	S27.1.2生~S28.1.1生	4,255	8,510	17,020	25,530	34,040	42,550	51,060	4,255	8,510	17,020
75歳	S26.1.2生~S27.1.1生	4,745	9,490	18,980	28,470	37,960	47,450	56,940	4,745	9,490	18,980

子ども(2歳6カ月超22歳6カ月以下の方) 300万円コース 年齢・性別に関係なく一人一律 210円(月払確定保険料)

◆《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2026年7月1日)から適用します。毎月募集の際に加入(増額・減額)される場合は、保険料が確定している可能性があります。保険料は直前の更新日時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は、出光保険サービス(株)までお問合せください。保険料は、毎年更新日に再計算し適用します。同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。《子ども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。記載の保険料は、確定保険料を含め、2025年12月2日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

保険金の年金受取り

保険金は一括で受取るものだと思っていないか？ 保険金を年金で受取ることも可能です。

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。

- ※ 子どもを被保険者とする保険金は対象外です。また、リビング・ニーズ特約の特約保険金についても対象外です。
- ※ 年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

〈一時金・年金の受取例〉

ご加入者本人の死亡により、4,000万円の保険金をご遺族が受取る場合の受取方法について

〈例〉死亡保険金額
〈高度障がい保険金額〉
4,000万円
にご加入の場合

※受取人の希望により、右記の3パターンの受取方法の中から選択いただくことができます。保険金請求の際に、いずれかを選択していただけます。



1 全額一時金

〈一時金受取り〉



〈受取金額〉

= **4,000万円**

2 全額年金(10年確定年金(定額型)を選択の場合)

〈年金受取り〉



〈受取金額〉

= **約4,117万円**

月額換算 約34.3万円 10年間受取り

3 一時金(2,000万円)+年金(10年確定年金(定額型)を選択の場合)

〈一時金受取り〉

〈年金受取り〉

〈受取金額〉



= **約4,058万円**

月額換算 約17.1万円 10年間受取り

上記の年金額は2025年7月29日現在において、この保険契約の引受保険会社各社が更新後の保険期間に適用する予定の基礎率(予定利率等)に基づき計算しております。

実際に受取ることができる年金額は、年金基金設定時の引受保険会社各社の基礎率(予定利率等)および引受割合をもとに計算されるため、金融情勢等によっては、上記の年金額が増減することがあります。

年金の種類と内容

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合
種類	受取期間					
確定年金	5年	定額型 ・ 逓増型 (年5%の単利)	以下のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り(6カ月ごと) ③年4回受取り(3カ月ごと)	以下のいずれかを選択 (2月1日) (5月1日) (8月1日) (11月1日)	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
	10年					
	15年					
保証期間付終身年金	終身 (保証期間) 15年	同上	同上	同上	同上 (ただし、一括受取りの請求期間は保証期間までとなります。)	保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】

- ・年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただけます。
○年金とともに受取る方法 ○年金の買増にあてる方法 ○利息をつけて積立てる方法

【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について】

- ・所定の利率(*)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。
(*)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

(ご注意)

- 年金受取人は、死亡保険金(高度障がい保険金)の受取人です。
- 第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)
- 年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。
- 保証期間付終身年金は、第1回年金受取り時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。

Bグループ保険の特色

<p>保 険 期 間</p>	<p>■ 保険期間は効力発生日～2027年6月30日までです。 以降は毎年7月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。</p>
<p>この保険契約から 脱退いただく場合</p>	<p>■ 本人が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。</p> <p>■ 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。</p> <p>■ 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。</p> <p>①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日、主契約の死亡保険金額の全部がリビング・ニーズ特約の特約保険金額として指定され、その特約保険金が支払われた場合は、お支払いに必要な書類が事務幹事会社に着した日</p> <p>②加入資格を失われた日</p> <p>③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日</p> <p>■ この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。ただし、退職者の方は保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金します。(例えば、在職者および松寿特別年金受給者が3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。退職者が3月24日に脱退された場合も3月31日が保障終了日となりますが、払込みいただいた一括払保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金します。)</p> <p>■ 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。</p>
<p>配 当 金</p>	<p>■ 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料-配当金)が軽減されます。脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。</p>
<p>受 取 人</p>	<p>本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。</p> <p>【注意ください】 法定相続人を死亡保険金受取人に指定されている場合、保険金のご請求に際して法定相続人全員から数種類の書類の取り寄せや署名・押印を取り付けていただいたり、亡くなられた方の戸籍謄本を出生に遡って取り寄せていただく等、ご負担をおかけすることになり、結果的に死亡保険金の受取りまでに時間がかかる場合もあります。 なお、保険金の税務上のお取扱いは、「法定相続人の中から死亡保険金受取人を指定する場合」も「指定せずに法定相続人とする場合」も変わりはありません。</p> <p>■ 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。</p> <p>■ 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。</p> <p>■ 新規に加入される方で、本人の死亡保険金受取人に続柄「その他(9)」となる方を指定される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。</p> <p>■ すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。(「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。) この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。</p> <p>■ すでに加入されている配偶者の方で死亡保険金受取人に本人(主たる被保険者)以外(ハウテイツウゾクニン等)を指定されている方は、本人(主たる被保険者)への変更をお願いします。「死亡保険金受取人指定書」の提出が必要となりますので、出光保険サービス(株)までお申し出ください。</p> <p>■ リビング・ニーズ特約の特約保険金受取人は、被保険者本人です。 ただし、被保険者が特約保険金をご請求できない場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が団体を経由してご請求できます。 別紙「リビング・ニーズ特約「指定代理請求人指定書」記入要領」をご参照ください。</p> <p><代理請求できる場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険金の受取人が保険金をご請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金のご請求の意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合 ・ 引受保険会社が認める傷病名を知らされていない場合 ・ その他保険金をご請求できない特別な事情があると引受保険会社が認めた場合 <p><指定代理請求人の範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。 <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者と次の関係にある人 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 戸籍上の配偶者 (イ) 直系血族 (ウ) 兄弟姉妹 (エ) 前(イ)(ウ)のほか、同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 ② 上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人 <ul style="list-style-type: none"> (オ) 同居または生計を一にしている人 (カ) 財産管理を行っている人 (キ) 死亡保険金受取人 (ク) その他前(オ)～(キ)までに掲げる人と同等の関係にある人 <p>なお、保険金のご請求時においても、この範囲内であることを要します。</p> <p><その他ご留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者は、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更できます。 ● 被保険者は、指定代理請求人を指定されている場合、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。 ● 指定代理請求人による高度障がい保険金のご請求はできません。

Bグループ保険の特色（続き）

<p>受 取 人 (続 き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●本人（主たる被保険者）が指定代理請求人を指定された場合は、配偶者についても同時に指定されたものとし、その場合の指定代理請求人は、本人（主たる被保険者）となります。 ●指定代理請求人として保険金をご請求できない場合があります。故意に保険金の支払事由を生じさせた方、または故意に保険金の受取人をご請求できない状態にした方は、指定代理請求人として保険金をご請求できません。 ●保険金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金をご請求されてもお支払いできません。 <p>すでに加入されている方で、指定代理請求人を指定（変更・取消）される場合は、「指定代理請求人指定書」をご提出ください。（「申込書兼告知書」での指定代理請求人指定（変更・取消）のお取扱いではありません。） この場合、指定代理請求人指定（変更・取消）の効力発生日は、「指定代理請求人指定書」を引受保険会社が受付けた日です。</p>
<p>税務上のお取扱い</p>	<p>【保険料】 ■ 主契約および子ども特約の実質保険料（保険料-配当金）は、一般生命保険料控除の対象です。 ※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。 (https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/) ※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。 ※当Bグループ保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当Bグループ保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。</p> <p>【保険金】 ■ 死亡保険金 < 本 人 > 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。 < 配偶者・子ども > 本人（主たる被保険者）が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。</p> <p>■ 高度障がい保険金・・・被保険者が受取人の場合、非課税です。 ■ リビング・ニーズ特約の特約保険金・・・被保険者が受取人の場合、非課税です。 ※特約保険金をお受取り後、受取人（被保険者）が死亡した場合、受取った保険金に残余があれば、その部分は相続財産として相続税の課税対象となります。</p> <p>【年金】 ■ 年金・・・（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。 $\text{課税対象額} = (\text{年金年額} + \text{年金開始後配当金}) - \text{必要経費} ※$ $※ \text{必要経費} = \text{年金年額} (\text{除配当金}) \times \frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$ ※お支払金額により、マイナンバー（個人番号）の提出が必要となる場合がありますが、マイナンバー（個人番号）の提出先は日本生命保険相互会社になります。</p> <p>税務の取扱い等について、2025年8月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。 個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。</p>
<p>継続加入について</p>	<p>【在職中の継続加入について】 ■ ご加入者は、ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で年齢75歳6カ月（子どもは年齢22歳6カ月）まで継続加入することができます。 ※年齢は効力発生日現在の年齢です。</p> <p>【退職後の継続加入について】 ■ Bグループ保険に2年以上継続加入中の方が、年齢50歳以上で退職されるときは、次期更新時まですでに加入されている保障額で加入できます。本人・配偶者にかぎり次期更新時以降は500万円または200万円の保障額で更新日時時点で年齢75歳6カ月まで継続加入することができます。なお、在職中に500万円超の保障額に加入されていた方は、次期更新時に自動的に500万円へ減額となります。翌年度以降200万円を選択される場合は「申込書兼告知書」をご提出ください。（子どもは、松寿特別年金受給者の子どもを除き当該保険年度末（6月30日）で自動的に脱退となります。） ただし、この場合も、本人が死亡または中途脱退された場合は、配偶者も自動的に脱退となります。保険料は半年ごとに（2月、8月の年2回）、所定の口座から振替えます。 ※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。</p>

保険金のお支払事由

主契約	死亡保険金	引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
	高度障がい保険金	引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(増額日)(*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、以下【別表】に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。 なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。 したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。 (*1) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいいます。
リビング・ニース特約	リビング・ニース特約の特約保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険期間中に被保険者の余命が6カ月以内(*2)と判断される場合に、主契約の死亡保険金額のうち、被保険者の指定した金額(100万円単位)をリビング・ニース特約の特約保険金としてお支払いします。ただし、特約保険金のお支払いは、被保険者が主たる被保険者の場合は、1,000万円を、配偶者の場合は300万円を限度とし、1被保険者について1回かぎりです。被保険者がこどもの場合は請求できません。 ・ 主契約の死亡保険金額の全部がリビング・ニース特約の特約保険金額として指定され、その特約保険金が支払われた場合は、主契約のその被保険者に対する部分は、お支払いに必要な書類が事務幹事会社に到着した日に消滅したものととして取扱います。なお、特約保険金として一部をお支払いした場合、死亡保険金額はお支払いした金額分だけ減額されます。 ・ その被保険者について、死亡保険金または高度障がい保険金がかすでに支払われている場合は、リビング・ニース特約の特約保険金をお支払いしません。 ・ 被保険者が保険金を請求できない特別な事情があるときには、あらかじめ指定された「指定代理請求人」が被保険者の代理人として、保険金をご請求できます。 <p>(*2) 余命6カ月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6カ月以内であることを意味します。 余命6カ月以内の判断は、医師に記入いただいた診断書や請求書類に基づいて引受保険会社が行います。</p>

【別表】対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

- ↳ 高度障がい状態に関する補足説明
1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
 2. 眼の障がい(視力障がい)
(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
 3. 言語またはそしゃくの障がい
(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
 4. 上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

「申込書兼告知書」に記載の質問事項

《本人》

※新規加入・増額をご希望の方で下記(1)～(3)の質問事項に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、「申込書兼告知書」の“個別告知欄”の☑を○印で囲んで告知内容をご記入願います。

- (1) 申込日現在、健康上の理由で就業制限*1を受けていますか。
- (2) 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
- (3) 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。

《配偶者・子ども》

※新規加入・増額をご希望の方で下記(1)～(3)の質問事項に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、「申込書兼告知書」の“個別告知欄”の☑を○印で囲んで告知内容をご記入願います。

- (1) 申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。
- (2) 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
- (3) 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。

*1「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤（公休・普通休暇等によるものも含む）を指示されている場合などをいいます。

*2「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
(注) 一過性の軽微な疾患（かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療）、手足の骨折によるものは含みません。

*3「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。

(注) ●以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・妊娠（正常）による入院
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日（告知日）現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

保険金をお支払いしない場合等（詳細）

【主契約】

- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（増額）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者・被保険者の故意。
 - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。（*1）

(*1) ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少なく引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（増額）時以後に生じた場合にかぎります。
(原因となる傷病がご加入（増額）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)
したがって、原因となる傷病がご加入（増額）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

- 告知義務違反による解除の場合
ご加入（増額）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（増額）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
- 詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 不法取得目的による無効の場合
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

○重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。

(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

- ①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
- ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
- ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

【リビング・ニース特約】

リビング・ニース特約は、主契約の被保険者(本人・配偶者)の死亡保険金についてのみ、所定の条件のもと、全部または一部をお支払いする特約です。

○引受保険会社は、リビング・ニース特約の特約保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、リビング・ニース特約の特約保険金をお支払いしません。

- ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意。
- ・戦争その他の変乱。(*2)

(*2) ただし、戦争その他の変乱によって余命が6カ月以内と判断される被保険者の数の増加が、リビング・ニース特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、リビング・ニース特約の特約保険金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。

～また、以下のような場合にリビング・ニース特約の特約保険金をお支払いしません～

- ・リビング・ニース特約の特約保険金の支払前にその被保険者が死亡しているとき。
- ・リビング・ニース特約の特約保険金の支払前にその被保険者について死亡保険金または高度障がい保険金の請求を受け、死亡保険金または高度障がい保険金が支払われるとき。
- ・死亡保険金または高度障がい保険金が支払われた場合で、その支払後にその被保険者についてリビング・ニース特約の特約保険金の請求を受けたとき。
- ・その被保険者について、死亡保険金額の一部がすでにリビング・ニース特約の特約保険金として支払われたとき。

制度運営および引受保険会社

当制度は出光興産株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したことも特約付年金払特約付リビング・ニーズ特約付(指定代理請求人による特約保険金の請求に関する特則付)団体定期保険契約に基づいて運営します。(契約者は「出光興産株式会社」ですので、ご加入者には「保険証券」は発行されません。現在のご加入内容は「申込書兼告知書」にてご確認ください。)この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(2025年9月10日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

<引受保険会社>

日本生命保険相互会社(40.95%)〔事務幹事会社〕	住友生命保険相互会社(35.95%)
第一生命保険株式会社(11.33%)	東京海上日動あんしん生命保険株式会社(7.60%)
明治安田生命保険相互会社(3.55%)	三井住友海上あいおい生命保険株式会社(0.62%)

<個人情報の取扱いに関する出光興産株式会社と引受保険会社からのお知らせ>

●この保険契約は、出光興産株式会社(以下、「団体」といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、「子会社」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社(出光保険サービス株式会社を含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。

団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

～死亡保険金受取人および指定代理請求人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人および指定代理請求人(以下、「受取人および代理人」といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人および代理人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

<「障がい」の表記>

当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。

なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

Bグループ保険 ご契約の概要について【契約概要】

団体定期保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。

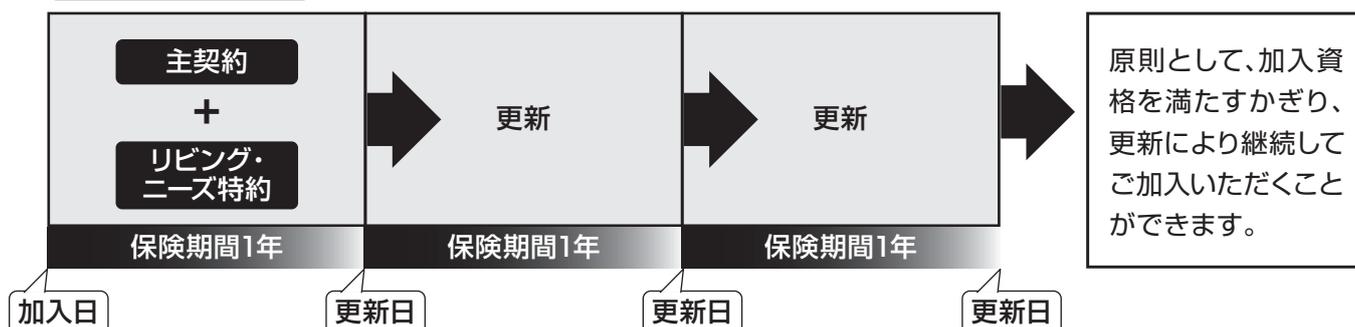
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方にご加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることを選択いただくことができます。
- リビング・ニーズ特約により、保険期間中に余命6カ月以内と判断される場合にも保険金の受取りが可能です。

しくみ図(イメージ)



主な保障内容

- 以下の場合に、保険金をお支払いします。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ特約の特約保険金	保険期間中に余命6カ月以内と判断される場合に、死亡保険金のうち指定のあった金額をお支払いします。

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。

死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

※被保険者がごどもの場合、リビング・ニーズ特約の特約保険金はお支払いしません。

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

保障額と保険料

- 保険料は、毎年更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにできない場合があります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合)は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

契約者 出光興産株式会社
事務幹事会社 日本生命保険相互会社
日本2022 団基-78-1(2023.11.27)
日本-団-2025-707-11985-M(R7.12.12)
団B簡-災(傷or増or交)A型B年JPJ

特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】

団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方で本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただきます。保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきますことがあります。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新できません。)※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

- 原因となる傷病が加入日(*)前に生じている場合

【リビング・ニーズ特約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

※詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。
ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

指定代理請求制度に関する留意事項

- リビング・ニーズ特約の特約保険金について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が団体を經由してご請求することができます。
詳しくは「契約概要」の「受取人」項目に記載しておりますのでご確認ください。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

正しく告知いただくために

団体定期保険

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件に加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。

この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

健康状態等について、被保険者ご本人が ありのままを告知してください。 (告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。
この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認ください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

生命保険会社の職員等に口頭でお伝え ただただけでは告知いただいたこと になりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社があります。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明をご確認ください。

告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することがあります。(*)
 - 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、申込みいただいた内容を解除することがあります。
 - 申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。(ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)
- (*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

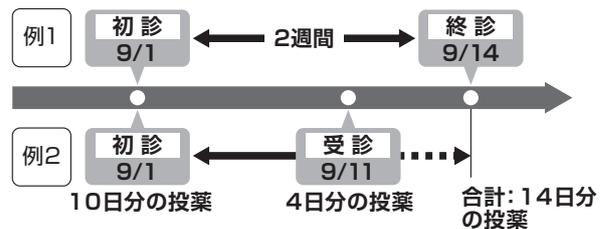
- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。
- 「申込書兼告知書」を提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」を含む）ならびに個人情報の取扱い等を必ずお読みいただき、告知内容が事実と相違ないことをご確認のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印してください。
- 「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

◎「申込書兼告知書」の質問事項

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限*1を受けていますか。(配偶者・こどもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。)
2. 申込日から過去1年以内に、病气やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病气やけがで2週間以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。

補足説明

- *1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- *2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
(注) 一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- *3 「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。



(注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- ・ 医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・ 健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・ 歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・ 妊娠(正常)による入院

(注2) 上記1～3の質問事項に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、「申込書兼告知書」に記載の「個別告知欄」の「②はい」に○印をつけて、詳細を記入してください。

①	②	・病气・外傷の名前(<p>「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、「申込書兼告知書」の「個別告知欄」に詳細を記入してください。</p>
い	は	・症状(
い	い	・発病年月日(
え	い	・完治・復職年月日(
	え	・手術の有無(
		・外傷の部位 程度(

(注3) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日(告知日)現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

- 「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- 「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加で告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

制度について

Q1 なぜ、保険料がお手頃なのですか？

A1 Bグループ保険は、出光グループに勤務される役員・従業員の方およびその配偶者さま・お子さまのみが加入対象の団体保険制度です。

※加入資格の詳細は、2ページをご確認ください。

●保険料がお手頃な主な理由

・保険料を給与控除し、団体で一括して事務を行うことでコストを抑えているためです。

Q2 加入時の保険料は今後も変わらないのですか？

A2 年齢によって保険料が異なるため、通常1年ごとに、払込みいただく保険料は変動します。また、Bグループ保険は、1年ごとに保険料を見直しますので、今後も変わらないという保証はありません。

Q3 Bグループ保険の効力発生日（保障の開始日）はいつですか？ また、保険料の控除はいつからですか？

A3 今回募集の効力発生日（保障の開始日）は、2026年7月1日です。

第1回目の保険料は、2026年7月支給の給与から控除されます。

当保険制度は毎月募集をしておりますので、上記効力発生日以外でも加入（増額・減額）可能です。（ただし、4月1日・5月1日・6月1日加入（増額・減額）を除きます。また、更新日以外の増額・減額は年1回かぎりとなります。）

毎月募集時に加入（増額・減額）される場合は、引受保険会社（※）が「申込書兼告知書」を受理した場合、効力発生日はその翌月1日となります。

（※）共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。

また、第1回目の保険料は、効力発生日の属する月の給与から控除されます。

Q4 現在の加入内容を変更せずそのまま継続する場合、手続きは必要ですか？

A4 手続きは不要です。

加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されます。

なお、Bグループ保険は、年齢によって保険料が異なるため、加入内容を変更しない場合でも、通常更新後の保険料は更新前より高くなります。

※保険料の詳細は、3ページ・4ページをご確認ください。

Q5 Bグループ保険に申込みできるのは本人だけですか？

A5 ご本人さまがご加入の場合、配偶者さま・お子さまもお申込みができます。

※配偶者・こどものみのご加入はできません。

※配偶者の保障額は、本人と同額もしくはそれ以下で設定してください。

※加入資格の詳細は、2ページをご確認ください。

制度について

Q6 「申込書兼告知書」に記載されていない家族（配偶者・子ども）の申込みはできますか？

A6 申込日に以下の加入資格を満たしていればお申込みができます。年齢は効力発生日現在の年齢です。

【配偶者】 本人の配偶者の方で新規加入は、年齢満18歳以上70歳6カ月以下の方。

【子ども】 本人の扶養することでも年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。

※加入資格の詳細は、2ページをご確認ください。

「申込書兼告知書」に、氏名・生年月日等の必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

Q7 「申込書兼告知書」の「Bグループ保険個別告知欄」の記入方法について教えてください。

A7 Bグループ保険に新規加入・増額する場合、過去1年以内の健康状態等について告知する必要があります。

「申込書兼告知書」の「Bグループ保険個別告知欄」について、①「いいえ」または②「はい」のいずれかを○印で囲んでください。②「はい」の場合は、「個別告知欄」のすべての項目に記入が必要です。病気や外傷の名前等をご記入ください。

現在、投薬中の場合は、「症状」欄に薬の名称と現在の状態（血圧等の数値）を併せてご記入ください。*

Q8 「申込書兼告知書」の質問事項に対する答えに迷う部分があるのですが、どうしたら良いですか？

A8 新規加入・増額をご希望の方で、質問事項に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、「申込書兼告知書」の「Bグループ保険個別告知欄」に記入（告知）いただければ、保険会社にて加入（増額）の可否を判断します。

増額不可と判断された方でもすでに加入されている場合は、加入資格を満たすかぎり現在の加入保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入することができます。*

Q9 病気で入院しましたが、同額継続できますか？

A9 すでに加入されている方であれば、質問事項に対する答えが「はい」となる場合でも、加入資格を満たすかぎり現在の加入保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入することができます。

*告知については16～17ページの「正しく告知いただくために」をご確認ください。

Q10 保険証券はありますか？

A10 契約者は「出光興産株式会社」ですので、個々のお客様に保険証券は発行しておりません。申請等で加入の証明が必要となる場合は出光保険サービス（株）までお申し出ください。

Q11 死亡保険金受取人は誰でも指定できますか？

A11 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。

法定相続人とした場合、保険金の請求手続きが大変煩雑となるケースがあります。

(6ページ赤字記載部分をご参照ください。)

現在の死亡保険金受取人を変更される場合は、別途出光保険サービス（株）までお申し出ください。

Q12 現在の死亡保険金受取人が法定相続人となっていますが、変更する必要がありますか？

A12 死亡保険金受取人を「法定相続人」と指定いただいている方には、配偶者さまやご親族をご指定いただくようおすすめしております。(6ページ赤字記載部分をご参照ください。)

死亡保険金受取人を「法定相続人」としている場合、保険金の請求手続きが大変煩雑となるケースがあります。保険金のお受取りまでの手続きを簡潔にするためにもぜひご変更ください。

なお、死亡保険金受取人変更は所定の用紙をご用意しておりますので出光保険サービス（株）までお申し出ください。

Q13 リビング・ニーズ特約の指定代理請求人について教えてください。

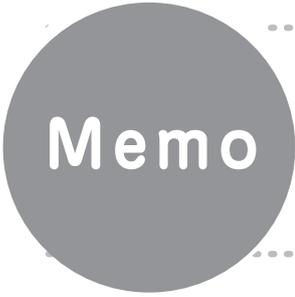
A13 指定代理請求人とは、本人（主たる被保険者）がリビング・ニーズ特約の支払事由に該当し、かつ、本人（主たる被保険者）が保険金を請求できない特別な事情がある場合に備えて、本人（主たる被保険者）に代わって請求できる方のことです。

指定代理請求人を指定される場合は、別紙「指定代理請求人指定書」をご提出ください。

なお、すでに加入されている方が指定代理請求人を指定（変更・取消）される場合、指定代理請求人指定（変更・取消）の効力発生日は、「指定代理請求人指定書」を引受保険会社が受付けた日です。

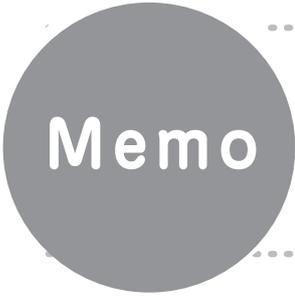
指定代理請求人を指定（変更・取消）されない場合は、ご提出不要です。

本人（主たる被保険者）が指定代理請求人を指定された場合は、配偶者についても同時に指定されたものとし、その場合の指定代理請求人は、本人（主たる被保険者）となります。



Memo

A series of horizontal dotted lines for writing, starting from the right edge of the 'Memo' circle and extending across the page.



Memo

A series of horizontal dotted lines for writing, starting from the right side of the 'Memo' circle and extending across the page.

ご相談窓口等

- ・ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)
- <団体お問合せ先> 出光保険サービス株式会社
TEL：0120-132-371
【受付時間 月曜日～金曜日 9：30～16：00（祝日を除く。）】
- <日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター
TEL：0120-563-925（通話料無料）
※お問合せの際には、記号証券番号（930-15201）をお知らせください。
【受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日・12/31～1/3を除く。）】

お問合せ先 「申込書兼告知書」ご提出先

【募集代理店】 **出光保険サービス株式会社**

〒108-6211
東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟11階

お問合せ 0120-132-371 平日9:30～16:00

<https://www.idemitsu.com/jp/hoken/index.html>

出光保険サービス 

公式ホームページへの
アクセスはこちら

